

政企第1439号
令和4年3月22日

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

国において、3月21日をもって大阪府のまん延防止等重点措置を終了する公示が行われたことを踏まえ、3月18日、第74回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を書面にて開催し、3月22日から4月24日までを年度替わりの集中警戒期間とともに、別添資料1のとおり府民等への要請を決定いたしました。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただきますとともに、貴団体内でご周知いただきますようお願いいたします。

記

別添資料1 府民等への要請

問い合わせ先 代表 06-6941-0351
本通知について
企画室政策課 増田、田中（内線2033）
上記要請について
災害対策課 健康危機事象対策チーム
柴田・新井・細谷（内線4947、4948）

府民等への要請

別添資料1

1 区域 大阪府全域

2 要請期間 令和4年3月22日～4月24日【年度替わりの集中警戒期間】
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)

3 実施内容

(1) オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策

①府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
- 高齢者施設での面会は原則自粛すること(面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること)
- 高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に大規模医療・療養センターもしくは宿泊療養施設において療養すること
- 高齢者に少しでも症状がある場合、早めに検査の受診をすること

※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む。

1

②高齢者施設への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 施設での感染防止対策を徹底し、面会は原則自粛すること(面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること)
- 施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

③医療機関への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力をを行うこと
- 地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること

2